広島県保険医協会FAX情報

2023年9月12日発行:広島県保険医協会

オンライン請求「義務化」に関する意見の募集 (パブリックコメント)を開始

厚労省は3月23日、社会保障審議会に光ディスク等で請求する医療機関に対して、原則2024年9月30日までにオンライン請求に移行することを実質上義務付ける計画案を示しました。紙レセプト請求者に対しても、2024年4月以降は、新規適用を終了し既存の適用者には改めて届出を提出するよう求めるとしています。

オンライン請求が拡大してきているとはいえ、未だ3割の医療機関では、光ディスク等での請求方法を選択して おり、とりわけ歯科では6割近くの医療機関がオンライン請求を導入していません。計画が強行されれば閉院・廃 院を選択せざるを得ない医療機関を生み出すことになりかねません。

9月6日からオンライン請求「義務化」に関する意見募集(パブリックコメント)が開始されました。協会では、 地域医療と患者さんの受療権を守るためにもオンライン請求「義務化」方針撤回の声を大きくしていきたいと考え ておりますので、ぜひ、多くの先生から意見を出していただければと思います。

【参考資料】保団連「診療報酬オンライン請求『義務化』方針の撤回を求める声明」

https://hodanren.doc-net.or.jp/info/declaration/230328_seimei_olc/

【参考意見例】医療機関でオンライン資格確認システムのトラブルが生じ、負担が増えているなかで、突如来年9月末までにオンライン請求を義務化する方針を示したことは、医療機関に更なる負担と混乱を持ち込むことになります。これ以上、医療機関に負担を強いるようなオンライン請求義務化に反対します。

【意見受付期間】 2023(令和 5)年 9 月 6 日(水)~10 月 5 日(木)必着 【意見提出方法】

電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

- ①検索サイトなどを利用し、「電子政府の総合窓口 意見募集」で検索してください。
- ②電子政府の総合窓口のホームページが表示されるので、案件一覧をクリックし、キーワード検索で「オンライン請求」と入力。「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令案に関する御意見の募集について」が表示されるので、クリックしてください。

https://public-comment.e-

gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495230149&Mode=0

③同ページの「意見募集要項(提出先を含む)を確認しました」にチェックを入れ、意見入力に進んでくだ さい。

郵送で提出する場合

様式の定めはありませんが、件名に「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令案」と明記して提出してください。

【提出先】〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省保険局医療介護連携政策課企画係宛て

電話・FAXによる意見送付は受け付けられませんのでご注意ください!

協会ホームページ「会員の方へ」ページから意見提出フォームへ続くページへ進むこともできます

広島県保険医協会 電話:082-262-5424 FAX:082-262-5427